

資料20 市町村別水洗化事業着手状況（19年3月末現在）

[◎ 供用, ○ 実施, ()は箇所数]

市町村名	下水道				農業集落排水	漁業集落排水	コミュニティプラント	浄化槽	その他
	流域関連		単独						
	公共下水道	特殊下水道	公共下水道	特殊下水道					
京都市	◎(2)		◎(4)	◎(1)	◎(1)			◎(835)	
福知山市			◎(1)	◎(3)	◎(20)			◎(1,166)	◎(1)「簡」
舞鶴市			◎(2)	◎(3)	◎(7)	◎(3)		◎(1,022)	
綾部市			◎(2)		◎(9)		◎(1)	◎(2,091)	
宇治市	◎(1)		◎(1)				◎(1)	◎(701)	
宮津市	◎(1)							◎(252)	
亀岡市			◎(1)	◎(1)	◎(7)		◎(1)	◎(313)	
城陽市	◎(1)							◎(123)	
向日市	◎(1)								
長岡京市	◎(1)								
八幡市	◎(1)		[◎2]						
京田辺市	◎(1)				◎(3)				
京丹後市			◎(2)	◎(4)	◎(8)	◎(1)		◎(1,618)	
南丹市	◎(2)			◎(5)	◎(19)			◎(978)	◎(2)「林」
木津川市	◎(2)		◎(1)					◎(289)	
市計(京都市を除く)	(11)		(12)	(16)	(73)	(4)	(3)	(8,553)	
大山崎町	◎(1)								
久御山町	◎(1)		[◎1]						
井手町	◎(1)								
宇治田原町			◎(1)					◎(266)	
笠置町								◎(129)	
和束町				◎(1)				◎(175)	
精華町	◎(1)								
南山城村								◎(186)	
京丹波町				◎(4)	◎(16)			◎(1,232)	◎(1)「簡」 ◎(2)「林」
伊根町						◎(3)		◎(57)	
与謝野町	◎(1)	◎(2)			◎(1)			◎(77)	
町村計	(5)	(2)	(3)	(5)	(17)	(3)	(0)	(2,122)	
着手市町村数(箇所数)	15(18)	1(2)	11(18)	8(22)	10(91)	3(7)	3(3)	18(11,510)	3(6)
供用開始市町村数(箇所数)	15(18)	1(2)	11(17)	8(22)	10(85)	3(6)	3(3)	18(11,510)	3(6)

- 注1) 単独公共下水道の[]の箇所は他市町の処理場へ流入するものである。
 2) 浄化槽は「浄化槽整備事業」の実施市町村(国庫補助金(交付金)対象基数の累計)である。
 3) その他の欄の「林」は林業集落排水事業、「簡」は山村振興等農林漁業特別対策事業を表す。
 4) 毎々の事業箇所が複数の場合、1ヶ所でも供用されていれば◎の表示とした。

資料21 事業主体別し尿処理施設の整備事業（19年3月末現在）

(単位:k1・日)

事業主体	規模	処理方式	事業主体	規模	処理方式
舞鶴市	108	嫌気性消化処理	与謝野町	41	好気性消化処理
綾部市	60	好気性消化処理			
宮津市	60	〃	船井郡衛生管理組合	94	膜分離処理
亀岡市	114	〃	城南衛生管理組合	115	標準脱窒素処理
京丹後市	36	標準脱窒素処理	乙訓環境衛生組合	76	〃
	25	二段活性汚泥処理	相楽郡広域事務組合	76	高負荷脱窒素処理
	70	標準脱窒素処理	合計		875